

合志市訪問型サービス(独自)サービスコード表(R6.6.1～)

	… 新規		… 変更		… 廃止
--	------	--	------	--	------

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ ①1週当たりの標準的な回数を定める場合 ②1月の中で一定の回数を超えた場合	(1)1週に1回程度の場合	利用回数が4回以上の場合	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			日割の場合	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	利用回数が8回以上の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	利用回数が12回以上の場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合	123	1日につき 1回につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ ①1月当たりの回数を定める場合 ②月給報酬の算定回数に満たさない場合	(1)標準的な内容の指定相当	訪問サービスである場合	287	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11					
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位 減算	-12	1月につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		日割の場合	1 単位 減算	-1	1日につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		(2)1週に2回程度の場合	23 単位 減算	-23	1月につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		日割の場合	1 単位 減算	-1	1日につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位 減算	-37	1月につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		日割の場合	1 単位 減算	-1	1日につき 1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問サービスである場合	3 単位 減算	-3
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位 減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位 減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位 減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 158/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 142/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 139/1000 加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 121/1000 加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 118/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 76/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		